



佐賀県公報

平成17年
3月30日
(水曜日)
第 12586号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二七〇・長寿社会課) 一
 - 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (二七一・畜産課) 一
 - 佐賀県土地利用基本計画の一部変更 (二七二・土地対策課) 二
 - 都市計画事業変更の認可 (二七三・まちづくり推進課) 四
 - 水防警報を発する河川及び海岸の指定 (二七四・河川砂防課) 四
 - 廃川敷地等の発生 (二七五・") 五
 - 建築主事が所管する区域の指定 (二七六・建築住宅課) 六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 七
 - 基本測量の終了 (土地対策課) 七
 - " (") 八
 - 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 八
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (建築住宅課) 八
- ◎佐賀県重要文化財の指定 (告示・二) 八

○ 告 示

●佐賀県告示第百七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康	
サービスの種類	名称
指定訪問介護	ヘルパーサービスのぞみ
所在地	佐賀郡川副町大字早津江一八八番地五
廃止年月日	平成一七・二・五
指定通所介護	デイサービスセンターのぞみ
所在地	佐賀郡川副町大字早津江一八八番地五
廃止年月日	平成一七・三・七

●佐賀県告示第百七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 実施の目的
牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。
- 四 実施の期日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定める方法による。
- 六 その他
検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社(長崎

県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二)に委託する。

●佐賀県告示第七十二号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 佐賀県土地利用基本計画の土地利用の基本方向の一部を次のとおり変更する。

(3)(4)ハ中「第17条第1項又は第42条第1項」を「第13条第1項又は第60条第1項」とする。

二 佐賀県土地利用基本計画の伊万里市に係る農業地域の一部を別図(変更概要図)のとおり変更する。

別図
変更概要図(1/50,000)



伊万里農業地域の縮小

●佐賀県告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

基山町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画公園事業 五・五・百一号 基山総合公園

三 事業施行期間

平成二十年十月三十一日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更後 基山町大字宮浦字車路及び字玉虫並びに大字小倉字

吉原、字菖蒲坂及び字七反田

変更前 基山町大字宮浦字車路及び玉虫並びに大字小倉字吉

原

使用の部分 なし

●佐賀県告示第七十四号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十条の六第一項の規定により、水防警報を行う河川及び海岸を次のとおり指定した。

なお、水防警報を発する河川及び海岸の指定(昭和五十六年佐賀県告示第百五十一号)は、廃止する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 一級河川

(一) 筑後川水系

佐賀 江川 佐賀市紺屋町今宿橋から県道市武諸宮線蒲田津橋下流

八十七メートルの地点まで

城 原 川 神埼郡神埼町大字城原県道佐賀川久保鳥栖線菅生橋か

ら東佐賀導水路流入点まで

巨 勢 川 佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線薬師

橋百メートル上流から佐賀江川合流点まで

田 手 川 神埼郡神埼町大字田道ケ里国道三八五号広円橋から千

代田町大字詫田国道二六四号城東橋まで

寒 水 川 三養基郡みやき町江口西寄橋から県道西島筑邦線新橋

まで

通 瀬 川 三養基郡みやき町江口県道北茂安三田川線通瀬橋から

県道江口東尾線江口北橋まで

安 良 川 鳥栖市山浦町岸田橋から鳥栖市原古賀町鉄道橋まで

大 木 川 鳥栖市曾根崎町国道三号八坂橋から宝満川合流点まで

秋 光 川 三養基郡基山町大字小倉国道三号秋光橋から宝満川合

流点まで

(二) 六角川水系

牛 津 江 川 小城市牛津町勝勝大井樋から牛津川合流点まで

晴 気 川 小城市小城町晴気国道二〇三号晴田橋から牛津川合流

点まで

今 出 川 多久市北多久町大字多久原国道二〇三号今出川橋から

牛津川合流点まで

中 通 川 多久市北多久町大字小侍県道武雄多久線北田橋から牛

津川合流点まで

武 雄 川 武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から武

雄大橋まで

高 橋 川 武雄市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで

(三) 松浦川水系

- 松浦川 武雄市武内町梅野有ノ木橋から武雄市若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで
- 半田川 唐津市半田県道半田鬼塚線半田橋から松浦川合流点まで
- 字木川 唐津市字木門田橋から半田川合流点まで
- (四) 嘉瀬川水系
 - 本庄江 佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から嘉瀬川合流点まで
 - 祗園川 小城市小城町松尾県道小城富士線祗園橋から小城市三日月町堀江堀江橋まで
 - 八田江 佐賀市北川副町大字木原佐賀江川分派点から海まで
- 二二級河川
 - (一) 玉島川水系
 - 玉島川 唐津市浜玉町五反田築場橋から海まで
 - 横田川 唐津市浜玉町横田上唐人川橋から玉島川合流点まで
 - (二) 伊万里川水系
 - 伊万里川 伊万里市大坪町県道上伊万里停車場線上伊万里橋から海まで
 - 新田川 伊万里市新天町国道二〇二号新田橋から伊万里川合流点まで
 - (三) 有田川水系
 - 有田川 伊万里市二里町中里国道二〇二号長井手橋から海まで
 - (四) 石木津川水系
 - 石木津川 鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から海まで
 - (五) 鹿島川水系
 - 鹿島川 藤津郡塩田町大字谷所花園橋から海まで
 - 中川 鹿島市大字納富分琴路橋から鹿島川合流点まで
 - (六) 塩田川水系
 - 塩田川 藤津郡塩田町大字馬場下国道四九八号塩田橋から海まで

(七) 福所江	福所江	佐賀郡久保田町大字久保田国道二〇七号境川橋から海まで	三 海岸	有明海岸	佐賀郡川副町大字大詫間元治搦から鹿島市浜町字松岡	唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐津市唐房漁港	まで	●佐賀県告示第百七十五号	河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。	その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。	平成十七年三月三十日	佐賀県知事	古川 康
河川敷地等の種類及び面積(平方メートル)	廃川敷地等の位置	廃川敷地等が生じた年月日	河川の名称	鳥栖市飯田町字ヒワ町三四五番一五	三養基郡基山町大字長野字弓場下四五一番八	土地	土地	鳥栖市永吉町字南西川四六三番五及び幡崎町字寺前八七七番五	土地	土地	土地	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所
鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所	鳥栖土木事務所

		六角川水系 六角川	筑後川水系 三本松川	筑後川水系 勝負川	筑後川水系 松瀬川	筑後川水系 本川川
	武雄市東川登町大字 袴野字五反田一三四 六〇番地先から一三 四八八番一地先まで	武雄市東川登町大字 袴野字一町田一二三 〇一第一地先から字 五反田一三四八八番 一第一地先まで	武雄市東川登町大字 袴野字宮市一〇一〇 二番三第一地先から一〇 一〇八番一第一地先まで	武雄市橋町大字永島 字北上野五一六三番 二第一地先から五一二四 番二第一地先まで	神埼郡神埼町大字志 波屋字六本松二六二 二番四第一地先から二五 八五番四第一地先まで	鳥栖市姫方町字本川 五八〇番三 多久市多久町三〇〇 五番二第一地先から三七 二七番四第一地先まで
	土地 四三・二七	土地 三、五四九・八八	土地 七四二・五七	土地 二五〇・三六	土地 九七五・五五	土地 八〇二・九一 土地 六〇二・一二二
			武雄土木事務所		神埼土木事務所	佐賀土木事務所
		六角川水系 小田志川	六角川水系 郷ノ原川	六角川水系 焼山川	六角川水系 東川	
武雄市西川登町大字 小田志字前田一七三 二〇番地先から字開 田一七九四八第一地先 まで	武雄市西川登町大字 小田志字前田一七二 八七番二第一地先から一 七一九八番一第一地先 まで	武雄市西川登町大字 小田志字中畑一七七 五五番二第一地先から一 七七四二番一第一地先 まで	武雄市西川登町大字 永野字源才原四四七 一第一地先から字原田 四四九一第一地先まで	武雄市東川登町大字 永野字大浦二九九五 番二第一地先	武雄市橋町大字片白 字馬場一〇〇六一番 四、一〇〇六二番六 の第一、一〇〇六二 番七、一〇〇八七番 地先及び字茂手一〇 三一三番四、一〇三 一四番二の第一	土地 三七・九四 土地 三〇七・九四 土地 三・四〇
土地 七六四・二二	土地 三五三・九七	土地 二二七・二〇	土地 一、五三四・六九	土地 四四六・〇一	土地 三・四〇	

●佐賀県告示第百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四条第七項の規定により、建築主事が所管する区域を次のとおり指定し、平成十七年四月一日から施行する。

なお、建築主事が所管する区域及び所管する建築物等の区分の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十二号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

所管建築主事	所管区域
佐賀土木事務所	多久市
佐賀土木事務所	小城市
佐賀土木事務所	佐賀郡
神埼土木事務所	神埼郡
鳥栖土木事務所	鳥栖市
鳥栖土木事務所	三養基郡
唐津土木事務所	唐津市
唐津土木事務所	東松浦郡
伊万里土木事務所	伊万里市
伊万里土木事務所	西松浦郡
武雄土木事務所	武雄市
武雄土木事務所	杵島郡
鹿島土木事務所	鹿島市
鹿島土木事務所	藤津郡

備考 土木事務所の建築主事が出張、休暇等により不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて県土づくり本部建築住宅課建築主事とその職務を行う。

○公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年5月10日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人夢の学校をつくる会

(2) 代表者の氏名 古賀武夫

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市高木町3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、わたしたち一人一人が、自分にふさわしい花を咲かせながら、子ども、親、保護者、教師皆共に、笑顔で、明るく楽しく元氣よく、ふるさと、日本、世界に役割の果たせる人間性、国際性豊かな人となり、日本と人類のいのちと平和を育み、真の文明の創造に貢献できる学園を設立、運営することを目的とする。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川 康

1 作業種類 基本測量(基準点測量)

2 作業期間 平成16年8月2日から11月30日まで

3 作業地域 佐賀市

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成16年5月10日から12月17日まで
- 3 作業地域 多久市
佐賀郡川副町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡基山町大字園部字夜水175番2、158番及び159番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県大牟田市倉永381番地7
有限会社装いの店つばき

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	第24号
指定年月日	平成16年3月22日
変更番号	変1号
変更年月日	平成17年3月9日
位置指定	変更後 三養基郡上峰町大字坊所字大塚1523番19、1523番54、1523番55、1523番56、1523番61及び1523番62
	変更前 三養基郡上峰町大字坊所字大塚1523番19、1523番54、1523番55及び1523番56
幅員(メートル)	8.00
延長(メートル)	50.78

指定変更に係る図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第11号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成十七年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 龍 二 郎

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第百九十九号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	鍋島更紗見本(甲本) 附 鍋島更紗見本(乙本)	一卷	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県立博物館
重第百二十号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	鍋島更紗秘伝書(正本) 附 鍋島更紗秘伝書(副本)	一卷	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県立博物館
重第百一十号	佐賀県重要文化財 (歴史資料)	蒸気車雛形 附 貨車 レール付き台座 組立式板付きレール	一台	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	財団法人鍋島報效会
重第百一十号	佐賀県重要文化財 (歴史資料)	蒸気船雛形(外輪船)	一隻	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	財団法人鍋島報效会
重第百一十号	佐賀県重要文化財 (歴史資料)	蒸気船雛形(スクリュウ船)	一隻	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	財団法人鍋島報效会
重第百一十号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	宇木汲田遺跡出土遺物 一、多紐細文鏡 一、細形銅剣 一、細形銅矛 一、細形銅戈 一、銅釧 一、硬玉製勾玉 一、硬玉製管玉 一、碧玉製管玉 一、碧玉製管玉 一、ガラス製管玉	二百十六点	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県立博物館

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)